

「山口県動物愛護管理推進計画（改定版）」骨子案 に対する個別意見の概要及び県の考え方

意見の内容	意見に対する県の考え方
I 基本的事項 1 計画改定の趣旨	
「動物の安易な飼養」は「動物の安易な販売」によるものであることから、その旨を追記される事を望む。	「安易な飼養」という表現に含める形で整理させていただきました。
II 計画改定の背景 1 動物愛護管理法の改正	
動物愛護管理法の改正点を県民にわかりやすく周知し、浸透させるべき。	御意見を踏まえ、法の主な改正内容を追加記載しました。
II 計画改定の背景 3 動物愛護管理に関する本県の現状（全般）	
数値の達成状況だけではなく、「的確に対応できていない部分とその理由」を検証・分析した結果を具体的に示し、特に「課題」について県民にわかりやすく記載してほしい。	動物愛護管理に関する施策の推進に当たっては様々な問題点や課題等があり、事例ごとに対応も異なることから、県の取組状況や数値目標の達成状況、県民意見等の概要の記載により整理させていただきました。また、課題についてもそれぞれの項目に沿って、内容を包括した表現とさせていただきました。
山口県の現状が全国的に見てどの位の状況にあるのかを示してほしい（犬猫の引取り数や殺処分数の推移、しつけ方教室や譲渡会の開催回数の全国比較等）。猫の殺処分数の年間4000頭超もかなり多いと感じる。山口県の優れた部分を強調して継続するとともに、対策が不十分な部分は改善できるよう具体的な方針を示すとよい。	各自治体の人口規模や地域性等が異なり、数値的な比較が難しいため、本県の状況についてのみの記載とさせていただきました。 御意見を踏まえ、他の自治体の状況等も参考としながら、本県の特性を活かした効果的な施策の推進に努めてまいります。
II 計画改定の背景 3 動物愛護管理に関する本県の現状 (2) 具体的施策の取組状況（適正飼養の推進）	
しつけ教室の参加者数が年々減少しており、参加者数の増加に向けた取組を行うべき。ボランティア団体だけではなく、大学生等を通じた宣伝活動も展開していくべきである。	適正飼養についての周知徹底を図る中で参加者数増加に向けた取組を推進してまいります。 御意見を踏まえ、具体的な施策を展開していく中で、学生等との連携のあり方についても検討してまいります。
現状のしつけ方教室の開催回数では不足と考える。適正飼養の普及推進のため、希望者全員が参加できるよう開催数を増やすべき。	しつけ方教室をはじめとした様々な学習の機会の確保・活用に努め、飼主等に対する適正飼養についての普及啓発を推進してまいります。
「無責任な餌やり」と「責任ある餌やり」との違いを県・各市町の広報誌にわかりやすい説明を載せること。県内外から理解・賛同が得られる明解な指導方法を望む。	具体的な施策を展開していく中で、市町とも連携を図りながら、内容・方法等について検討してまいります。
市の餌やり禁止条例は計画に記載すべき事項ではない。訂正もしくは削除すべきと考える。	市の条例については、県内における取組状況のひとつとして記載させていただきました。
II 計画改定の背景 3 動物愛護管理に関する本県の現状 (2) 具体的施策の取組状況（動物の引取り数減少への取組）	
飼い方相談件数の推移が横這いであり、適正飼養指導として機能しているのか疑問である。そのため、犬猫の引取り数の達成状況において、基準値と目標値を単純比較するだけでは引取り数が実際に減少していると言い切れないのではないかと思う。	犬猫の引取り数は減少傾向にありますが、更なる引取り数の削減に向け、引き続き、飼主等に対し、適正飼養についての周知徹底を図るとともに、相談等への適切な対応に努めるなど、取組の充実を図ってまいります。

意見の内容	意見に対する県の考え方
<p>県が獣医師に対し、不妊去勢手術への協力を積極的に働きかけること。</p>	<p>具体的な施策を展開していく中で、獣医師会をはじめ、関係機関・団体等との密接な連携を図ってまいります。</p>
<p>「動物の愛護及び管理に関する法律第37条第1項」にかかる指導対象者に同44条第1項の適用をしてほしい。</p>	<p>関係法令に基づき、適切に対応してまいります。</p>
<p>犬猫の引取り数、殺処分数を動物愛護センターのホームページに掲載すること。引取り数の削減につながると考える。</p>	<p>具体的な施策を展開していく中で、普及啓発の方法等について検討してまいります。</p>
<p>II 計画改定の背景 3 動物愛護管理に関する本県の現状 (2) 具体的施策の取組状況 (動物による危害の防止)</p>	
<p>咬傷事故の大部分は飼犬によるものとなっており、実際に危険なのは、しつけ不足の飼犬である。飼犬への注意が不十分な事に原因があるのではないかと思う。</p>	<p>市町や関係団体等との連携を図りながら、飼主に対し、適正飼養についての周知徹底を図ってまいります。</p>
<p>飼主のいない犬や猫への無責任な餌やりが禁止行為である事を知らない人も多いと思う。動物を飼っていない人に対しても、動物愛護管理について広く認知してもらう必要がある。</p>	<p>各種広報媒体やイベント等の様々な機会を活用し、適正飼養についての周知徹底を図ってまいります。</p>
<p>「無責任な餌やり」と「責任ある餌やり」との違いを啓発し、広報する必要があると考える。野犬を増やさないことが必要。</p>	<p>具体的な施策を展開していく中で、市町とも連携を図りながら、内容・方法等について検討してまいります。</p>
<p>II 計画改定の背景 3 動物愛護管理に関する本県の現状 (2) 具体的施策の取組状況 (地域活動の推進)</p>	
<p>動物愛護推進員の役割や計画における位置付けを明確にするとともに、市町別の推進員の委嘱数についても記載すべき。</p>	<p>御意見を踏まえ、動物愛護推進員の役割等について追加記載しました。 なお、動物愛護推進員の委嘱数については総計のみを記載することとし、動物愛護推進員に対する研修会等を通じ、県や動物愛護推進員間の連携体制を整備してまいります。</p>
<p>III 改定の視点 2 施策の展開</p>	
<p>取り組むべき課題として最重要なものや、特に力を入れて改善すべき事項を明確にし、優先順位を付けて実施すべき。</p>	<p>計画に位置づけた4項目に基づき、さまざまな施策を展開していくこととしていますが、特に、「犬猫の引取り数及び殺処分数の削減」、「適正飼養についての周知徹底」、「災害時における対策」について、重点的に取り組んで行くこととしています。</p>
<p>IV 具体的施策の展開 (全般)</p>	
<p>動物愛護施策の展開に当たって、関係機関・団体との連携を記載すべき。市町や、野生動物担当部局、警察機関等、関係の深い機関・団体と、どう連携していくのかを明記することを求める。</p>	<p>動物の愛護及び管理に関するさまざまな施策を推進していくためには、関係機関・団体等との連携が不可欠と考えており、御意見を踏まえ、関係機関・団体等と密接に連携を図りながら、具体的な取組を推進してまいります。 なお、連携が必要な関係機関・団体等は、取組内容等によりそれぞれ異なることから、具体的な連携方法等については記載せず、原案のとおりとさせていただきます。</p>

意見の内容	意見に対する県の考え方
IV 具体的施策の展開 1 動物の適正飼養 (1) 犬猫の引取り数及び殺処分数の削減	
<p>捕獲された犬を保健所で見ることでもできず、引き取る手続きも難しい。処分されるのを待つ犬達を助けたい人もいると思うので、もう少し制度を考えてほしい。</p>	<p>動物愛護センターや保健所における新たな飼主探し支援の充実など、犬猫の引取り数・殺処分数削減に向けた取組を推進してまいります。</p>
<p>犬猫の引取り数や殺処分数の削減を図るため、終生飼養の責務や繁殖制限措置の重要性等の普及啓発を更に推進してほしい。</p>	<p>各種広報媒体やイベント等の様々な機会を活用し、適正飼養に関する普及啓発を推進してまいります。</p>
<p>健康福祉センターや市町へ犬猫の引取りを依頼する者への対応について、現状がどうなっていて、今後どのようにするのか、具体的に示してほしい。</p>	<p>これまでも、健康福祉センターや市町等において、終生飼養や新しい飼主探しについての依頼等を行ってきたところですが、研修等を通じて担当職員のスキルアップを図るなど、飼主に対する対応や指導の強化に努めてまいります。</p>
<p>引取り数や殺処分数を削減するためには、依頼者の事情をしっかりと把握した上で、状況に応じて適切に対応することが求められる。関係団体や一般県民からも協力者を募るなど、相談窓口の充実を図ることを希望する。</p>	<p>適正飼養や引取りに関する相談に適切に対応できるよう、市町や保健所職員のスキルアップを図るなど、相談支援体制の充実に努めてまいります。 また、具体的な施策を展開する中で、関係団体・動物愛護推進員等との連携方法等について検討してまいります。</p>
<p>迷い犬について、インターネット及び市役所など、公共施設の窓口でも確認できるように掲示する（文面及び写真）。</p>	<p>具体的な施策を展開していく中で、迷い犬等に関する情報提供の方法等について検討してまいります。</p>
<p>飼い犬登録の活用（登録情報から飼主を検索）</p>	
<p>迷い犬に対する対応について、警察署及び保健所の対応が職員により変わることのないよう飼主に返還されることを第一に考え、対応して欲しい。</p>	
<p>捨て猫の不妊去勢費用を行政が出してほしい。</p>	
<p>不妊・去勢手術にかかる医療費の助成金制度等、TNR活動に対する助成。</p>	<p>飼主、県、市町の役割分担を踏まえ、具体的な施策を展開する中で検討してまいります。</p>
<p>不妊去勢手術への助成金制度の確立。</p>	
<p>不妊去勢手術への助成について、各市町による助成金制度を少しでも良いので、始めてもらえないか。そうすることで意識や関心も高まると思う。</p>	
<p>インターネットを見ない人もいるので、広報等で写真付きの飼主募集をしたら良いと思う。</p>	
<p>野犬を一定期間保護して譲渡する事も考えるべきと思う。</p>	<p>具体的な施策を展開していく中で、御意見を踏まえ、関係機関・団体・動物愛護推進員等とも連携を図りながら、新たな飼主探し支援の充実に向けた取組について検討を進めてまいります。</p>
<p>殺処分数・引取り数削減のため、収容・保護後の Re home を強化してほしい。また、HPの活用等、インターネット上で収容動物の写真を確認できる環境を整えてほしい。</p>	
<p>環境保健所・警察署等の連携を再確認してほしい。情報を受けた担当者個人の考え方等によって動物の命が左右されてはならない。</p>	
<p>動物愛護センターやワンワン銀行制度による譲渡のあり方について、パンフレットによる指導だけではなく、一層の努力を望みたい。動物愛護推進員やボランティアも活用してほしい。（譲渡時の指導や譲渡後の訪問等）</p>	

意見の内容	意見に対する県の考え方
<p>保健所・市役所へ引き取られた〔持ち込まれた〕犬猫の情報をいち早く広範囲に発信してほしい。保健所・愛護センターが、情報をブログ発信できない間は、団体が代わって発信する。協力できる団体は、各自のブログなどに載せて返還、頭数を増やすことを目指す。</p>	<p>具体的な施策を展開していく中で、御意見を踏まえ、関係機関・団体・動物愛護推進員等とも連携を図りながら、新たな飼主探し支援の充実に向けた取組について検討を進めてまいります。</p>
<p>猫の譲渡先探しには、譲渡会を開催する会場が必要であり、開催を希望するボランティア団体に対し、会場の提供、広報、県のホームページ等を通じた譲渡会の開催場所、日程等の周知について協力してほしい。</p>	
<p>団体譲渡制度等について、県の施設の一部をシェルターとしてボランティア等が利用できないものか検討してほしい。また、活発に活動している個人や小規模団体等が連携して活動できる場づくりを県が応援してほしい。</p>	
<p>殺処分の費用をボランティア団体等に一時お願いするなど、新たな飼主が見つかるまで田舎の多くの空き家を活用するのはどうか。</p>	
<p>動物愛護センターのHPによる新たな飼主探し支援は当事者同士によるものであり、身元確認も自己申告のみで、繁殖制限や飼い方指導などに言及できない。ある意味ばら撒き譲渡に県が加担することになっていないか、過去の掲載分について調査検討願いたい。</p>	
<p>犬及び猫の譲渡率を上げるために、譲渡会の開催日時・場所を増やし、また譲渡対象を広げるべき。</p>	
<p>譲渡制度の見直しや動物愛護団体等との連携拡大、譲渡会場の増加等にあわせて、収容期間を延長することを検討すべき。</p>	
<p>動物愛護センター及び県内の各保健所に収容された犬猫などの収容動物を県内外問わず新たな飼主を募る。</p>	
<p>県内各自治体が協力し、情報交換をしながら譲渡を推進すること。</p>	
<p>繁殖制限措置について、獣医師会内部での取組強化を願いたい。</p>	<p>具体的な施策を展開していく中で、関係機関・団体等との連携を図ってまいります。</p>
<p>飼主のいない猫を避妊手術する際に問題となるのは、手術を引き受ける獣医師が見つからないという事である。行政の窓口で、手術可能な獣医師を紹介してもらえれば、機会が増える。</p>	
<p>自宅で産まれた猫以外を避妊・去勢手術をする前に、獣医師にマイクロチップ装着の有無の確認をしてほしい。</p>	

意見の内容	意見に対する県の考え方
<p>獣医にボランティアで半額あるいはそれ以下の金額で不妊手術する人がいる。こうした獣医師から、安く手術をする方法を全ての獣医師会加入者に講習会を実施してもらい、それに賛同する医師の登録制度を作ってもらえないか。</p>	<p>具体的な施策を展開していく中で、関係機関・団体等との連携を図ってまいります。</p>
<p>不妊去勢手術の実施率を上げるべき。</p>	
<p>無責任な餌やりについて、行政・関係ボランティア・地域住民らとの話し合いの場を設けるなど、改善に向けて努力願いたい。</p>	
<p>無責任な餌やりに対する指導は具体的にどのような言葉がけで行われているのか、過去の成功例、失敗例なども参考のために伺いたい。</p>	<p>指導内容については、事例によりそれぞれ対応が異なるため、計画には記載しない整理とさせていただきます。</p> <p>今後、具体的な施策を展開していく中で、市町とも連携を図りながら、効果的な指導方法等について検討してまいります。</p>
<p>餌やりに対し、過度の警告をしている公務員がいる。頭ごなしの中止命令は逆効果であり、指導ではなく協力要請および啓発の推進が必要。</p>	
<p>外で暮らしている猫が再び避妊・去勢手術や麻酔を受ける危険をなくすため、また、地域住民に避妊・去勢手術をして繁殖をしない猫であること、管理している人がおり、苦情等を伝える相手がいるという安心感を持ってもらうためにも、V字カットが必要であると考えます。</p>	
<p>外見で、遠くから判断が可能な耳のV字カットが、避妊・去勢手術をした猫に施されるという認識の啓発を山口県で推進してほしい。</p>	<p>関係機関・団体・動物愛護推進員等と連携を図りながら、特に、飼主のいない猫の引取り数、殺処分数の削減に向けた取組を重点的に推進してまいります。</p> <p>内容や手法等については、市町との役割分担も踏まえ、具体的な施策を展開していく中で検討してまいります。</p>
<p>避妊・去勢手術を行い、地域に暮らす猫を管理する地域猫活動に関する啓発の実施。</p>	
<p>野良猫問題は、行政、獣医師会、地域住民（好きな人も嫌いな人も）が一丸となって、助成金への協力をし、増えてしまう前に不妊・去勢手術を実施すること。また、野良猫もネズミやゴキブリ駆除に役立っている事等を苦情者にも理解してもらい、排除するだけの対応を改め、共生できる様にする。</p>	
<p>地域猫活動を公に行う為の地域住民間の話し合いの場への行政の介入。</p>	
<p>飼主のいない外で暮らしている猫に不満を持っている住民とボランティアとの間で、行政職員を交えて地域猫活動の話し合いが持たれる事を望む。</p>	
<p>「地域猫」の浸透を県として率先して進めてほしい。地域猫が根付いている先進地域に職員や動愛推進委員を派遣し、ノウハウの修得と伝達を進めて欲しい。</p>	
<p>苦情について、詳細に聞き取りを行うこと。（単なるいやがらせの場合もあるため）</p>	

意見の内容	意見に対する県の考え方
地域猫の推進および啓発	<p>関係機関・団体・動物愛護推進員等と連携を図りながら、特に、飼主のいない猫の引取り数、殺処分数の削減に向けた取組を重点的に推進してまいります。</p> <p>内容や手法等については、市町との役割分担も踏まえ、具体的な施策を展開していく中で検討してまいります。</p>
<p>各地域でボランティア有志が行っているTNRについて、地方公共団体が自治会とのパイプ役となり、「飼主のいないねこの引取りと苦情の多い地域」への対策を実施すること。</p>	
<p>野良猫の苦情について、エサやりや手術をしている人に、大きな猫ゲージに入れて飼うことを勧めてみてほしい。そして、猫も犬と同じで首輪とリードをつけて庭で様子を見るというようなアドバイスをお願いする。</p>	
<p>地域猫活動（TNR活動含む）の推進・支援体制を構築し、不妊去勢手術の助成等、具体的な支援を検討していくべき。行政が適切な地域猫活動を行う個人・団体等に不妊去勢手術への助成金等の具体的な支援策を行っていくべきである。</p>	
<p>山口県として「殺処分0（ゼロ）」を目標に掲げ、市町並びに県民の意識をリードしてほしい。</p>	<p>殺処分数の削減を指標として掲げ、施策を着実に推進してまいります。</p>
<p>動物愛護センターに収容した犬猫などの殺処分ゼロの実施。</p>	
<p>殺処分の削減ではなく、殺処分ゼロに向けた取組を推進すること。団体譲渡の拡大およびセンターからの譲渡数の拡大を行う。</p>	
<p>本当に改善する気があるのであれば、現在行っている殺処分は廃止し、それに伴う改善策を県として推進してほしい。</p>	
<p>処分頭数の削減にあわせ、動物福祉に配慮した収容施設を目指すことを明記し、収容中死亡数を減らしていく取組を行うべき。また、適切な対策を講じるため、収容中死亡数についても集計を行うべき。</p>	<p>動物愛護センターは動物の愛護と管理に関する業務を実施しております。その運営に当たっては、引き続き、動物福祉に配慮した飼養管理に取り組んでまいります。</p>
<p>センターの犬猫の収容施設の拡大、各保健所の犬猫の収容施設の拡大及び医療棟の新設。</p>	
<p>動物愛護の定義を県の愛護センターのホームページに掲載し、定義に反する「殺処分」を行っている施設の名称を変える。（「愛護センター」と「殺処分センター」に分ける。）現在の建物の受付窓口を二箇所にし、それぞれ「愛護センター」、「殺処分センター」とすれば、センターへの持ち込みが少なくなるのではないか。（「愛護センター」というネーミングを誤解して持ち込む人が多いのが現実と思われる。）</p>	
<p>センターへ収容するまでの各保健所の収容施設の衛生管理の徹底、また、一般が見ることができるように改良する。</p>	
<p>麻酔薬投与等による苦痛のない致死処分を検討すべき。動物の恐怖や苦痛に配慮した、麻酔薬投与等による苦痛のない致死処分への転換を求める。</p>	<p>引き続き、動物の生命の尊厳性を尊重することを理念とし、適切な対応に努めてまいります。</p>
<p>公務員の特別手当である「捕獲手当」、「殺処分手当」の廃止。</p>	<p>御意見については、今後の施策推進に当たっての参考とさせていただきます。</p>

意見の内容	意見に対する県の考え方
<p>安易な引取りをしない。引取り依頼者に対しては、新たな飼主探し支援を行う。引取りをする場合は、次の飼主を探すまでの飼育費用を元飼主に負担させる。犬、猫を飼育している者を自治会等が把握し、遺棄された犬猫がいた場合は、飼育していた家庭からいなくなっていないか等の調査を行う。遺棄した者に対しては、処罰や罰金を課す。</p>	<p>具体的な施策を展開していく中で、犬猫の引取りを依頼する者に対する指導方法等について検討していくこととしています。</p> <p>なお、動物愛護管理法では、遺棄した者に対する罰則規定が定められており、関係法令に基づいて適切に対応してまいります。</p>
<p>犬猫を手放す飼養者に対し、厳しく責任を問い、やむを得ない理由以外は引取り拒否をして、自身で譲渡努力する事や、譲渡出来無い場合は、安楽死処置を依頼できるよう獣医師会と連携すること。</p>	
<p>預りボランティア制度の創設（新たな飼主が決まるまで譲渡犬猫を預る。）。また、センター内で世話をするボランティアを募集（獣医学部の学生等の研修を兼ねる等）。</p>	<p>具体的な施策を展開していく中で、御意見を踏まえ、内容等について検討してまいります。</p>
<p>収容した犬猫の里親が決まるまでの間、老人福祉施設、心身障害者施設、学校、病院等で飼育し、動物とふれあう事、また世話をすることにより生活の質の向上、情緒の安定などを図る。</p>	
<p>負傷動物に対しては必ず治療を行い、迷い犬猫等であれば飼主に返還。飼主のいない犬猫であれば新たな飼主を募集。</p>	
<p>センターからの譲渡の場合、成犬猫であれば、避妊去勢手術を施した上で里親へ引き渡す。</p> <p>センターにて避妊去勢手術を施した場合、費用については、一部新たな飼主負担を設ける。</p> <p>新たな飼主の住まいのある自治体の飼育犬登録を行った上で譲渡する。月齢や譲渡時点の体調により当該の医療行為が出来ない場合は、譲渡後、避妊去勢手術を行ったかの確認を行う。</p> <p>また、センターからの譲渡犬猫に限り、手術費用の一部新たな飼主負担にてセンターでも手術を行う。</p>	
<p>動物行政の財源は、殺処分の為ではなく命を生かすために、譲渡事業に使うこと。</p>	
<p>犬猫税を課税し、公共の場に犬のふん尿を棄てるごみ箱の設置、避妊去勢手術の助成金の一部に活用する。</p>	<p>動物愛護管理に関する予算の確保及び適切な配分に努めてまいります。</p>
<p>全体的に「普及啓発します」、「推進します」、「努めます」、「強化します」、「図ります」と具体的な対策、指導の表現がないので説得力がない。苦情の多い地域への対策、引取り数の多い地域への指導、殺処分の減少に向けた取組を緊急性の課題にしてほしい。目的実現のためには県民との協働が不可欠である。</p>	<p>本計画は、施策推進の方向性を定めるものであり、内容等については包括的な表現で整理しています。毎年度の施策を展開していく中で、御意見を踏まえ、計画に沿って具体的な施策を展開してまいります。</p>
<p>捕獲の方法について、獣医も経験者から学ぶと良いと思う。</p>	<p>具体的な施策を展開していく中で、捕獲の方法等について検討していくこととしています。</p>
<p>野犬について、賢い犬は、市町の捕獲器には入らない。専用の捕獲器が必要である。捕獲後も、餌やりなどでボランティア団体等の協力が必要。</p>	

意見の内容	意見に対する県の考え方
IV 具体的施策の展開 1 動物の適正飼養 (2) 適正飼養についての周知徹底	
<p>法的違反に係る罰則が極めて厳しくなったが、計画中に主要な違反に係る罰則例を示すこと。</p>	<p>罰則規定はケースごとに判断されるものであり、罰則例の記載ではなく、参考資料として動物愛護管理法の全文を掲載させていただきました。 なお、罰則の内容等については、さまざまな機会を活用し、啓発を進めてまいります。</p>
<p>動物取扱業者と同様、多頭飼養者についても飼養頭数や管理状況の報告を求めることができるような措置を講ずること。</p>	<p>具体的な施策を展開していく中で、多頭飼育者に対する指導方法等について検討を進めてまいります。</p>
<p>特に多頭飼育場所の出入り口には、手・足の消毒ができる用具を設置すること。</p>	
<p>「動物愛護推進員」についての説明が記載されていないため、誰が、どのようにして、どのような人に委嘱されているのか、活動の内容等が不明である。(HPにも掲載なし。)</p>	<p>御意見を踏まえ、動物愛護推進員についての説明を追加記載しました。</p>
<p>「犬のしつけ方教室」について、より多くの飼主が参加できるよう、居住地域(自治会単位)で実施できるような仕組みがあればよいと思う。(モデル地区の設定による取組の拡大、レベルアップ)</p>	<p>御意見を踏まえ、具体的な施策を展開していく中で、しつけ方教室の開催方法等について検討してまいります。</p>
<p>兵庫県は今年1月から全国初の「アニマルポリス・ホットライン」を設置している。(動物虐待容疑事案について積極的な相談、通報を促し、相談しやすい環境を整備するための専用電話) 山口県にもこういったホットラインやアニマルポリス自体が一刻も早くできたらと願う。(全国にも広まって欲しい。)</p>	<p>具体的な施策を展開していく中で、適正飼養等に関する相談支援体制の充実に向けた検討を進めてまいります。</p>
<p>犬猫の虐待、遺棄、詐欺などの動物に関する事件・事故の防止および対応のため、アニマルポリスを設置。</p>	
<p>犬猫の飼養者が困った時に、何時でも相談できる窓口を設置すること。</p>	
<p>飼主に責任を持ってもらうため、厳しい条件をつけて飼養を認める制度にしてほしい。</p>	<p>飼養する際の条件を設定することは困難ですが、具体的な施策を展開していく中で、終生飼養の責務など、適正飼養についての周知徹底を図ってまいります。</p>
<p>犬猫の飼養希望者に1週間～2週間のお試し期間を与えて、本当に飼えるのかを改めて考えてほしいと思う。(動物を飼うことを安易に考えている人が多いため)</p>	
<p>犬を飼育するに当たり、免許制にし、虐待や遺棄などをする者に関しては、再度犬を飼育できないようにする。</p>	
<p>山中で野犬を見かけるという人が多い。山中に捨てに行く人や猟師が置き去りにする事があると聞くので、確認や規制が必要ではないか。山の入口に遺棄防止の立札を立ててほしい。</p>	<p>御意見を踏まえ、具体的な施策を展開していく中で、適正飼養についての周知徹底を図ってまいります。</p>
<p>犬や猫の不妊・去勢、猫の室内飼育などについて、チラシやプラカード行進等、キャンペーンで啓発すれば良いと思う。</p>	

意見の内容	意見に対する県の考え方
<p>猫の室内飼養について、飼主は窓に網戸があれば外に出ないという程度の認識であり、不十分である。猫の脱走が大切な猫の命を危険にさらす行為だということについての啓発が必要。</p>	<p>御意見を踏まえ、具体的な施策を展開していく中で、適正飼養についての周知徹底を図ってまいります。</p>
<p>適正飼養と飼い主のマナーについて山口県独自のパンフレットを作成し、各獣医師や販売業者を通じて飼養者に渡すような取組を希望する。</p>	
<p>綺麗な地域づくりのため、マナーある飼い主が放置糞を拾って帰るといったキャンペーンを全県下で取り組んでみてはどうか。糞害だけでなく、尿についても、水を持参し臭い軽減を心懸けることもマナーとして普及させることも大切である。飼主に散歩と排泄を切り離して考えることを強化すること。しつけ方教室を、これまでのように興味ある方のみを募るのではなく、小さな地域単位で出前教室を開催し、犬飼養者対象に行っていくことも検討してほしい。</p>	
<p>犬猫を飼育した事のない方への犬猫の接し方などを啓発する事も必要。</p>	<p>具体的な施策を展開していく中で、適切に対応してまいります。</p>
<p>山口県内には野良犬が数十匹もいるという区域が幾つかあるようだが、野良犬の保護や不妊手術の協力を市町や県が一緒になってしてもらえないか。市や県からボランティアを募る方法を取っていただけると信用もある。</p>	
<p>テレビで野良猫賛美的番組がある。行政の方で一言物申す事はできないのだろうか。</p>	
<p>県内に数件存在する50～100近い超多頭飼育者の状況が10年前とかわっておらず、未だに新たな命がそこで生まれている。飼主の高齢化に伴い、現場崩壊も近い将来現実のものとなり得る。行政指導がどう取り組まれてきたのか伺いたい。</p>	<p>指導内容については、事例によりそれぞれ対応が異なるため、計画には記載しない整理とさせていただきます。 今後、具体的な施策を展開していく中で、市町等の関係機関とも連携を図りながら、効果的な指導方法等について検討してまいります。</p>
<p>不適切な飼育者への指導数と指導後の改善数を実績として公表すべき。</p>	
<p>多頭飼育の実態を把握する制度を設けること。さらに、多頭飼育者への対応については、関係部局と連携を図ること。(地域猫活動は除外)</p>	
<p>ひとつで良いので今後取り組もうとする指導を具体的に挙げてほしい。(例えば、3頭以上の飼育については、避妊・去勢の確認をし、施さない飼育者には一定期間を設けて公示する、飼養スペースと頭数、世話人数等の環境基準を定めるなど)</p>	
<p>犬のしつけ教室の参加者をもっと増やすような施策を行うべき。(開催日時・場所を増やすことや、情報掲示、開催地の拡大等を早急に検討すべき。)</p>	
<p>「動物の飼い方マナーアップ強化期間」中に行うべきは、動物愛護フェスタや動物ふれあい会ではなく、動物愛護管理法の周知徹底・飼い主のマナーの向上を図る行事である。(犬や猫の飼主マナー講座の開催、飼主責任のポスター掲示等の飼主のモラル向上を図るような施策、迷子札等の配布、所有者明示・係留の徹底等)</p>	<p>御意見を踏まえ、具体的な施策を展開していく中で、効果的な取組の内容等について検討してまいります。</p>

意見の内容	意見に対する県の考え方
<p>ふん尿の不適切な処理を行っている者に対する直接的な指導が必要。悪質な場合、罰金も必要。罰金などは、新たな飼主の募集や収容動物の医療費に充てたり、犬猫を散歩させて良い場所にふんを収容するごみ箱を設置し、設置費用や処理費用に充てる。</p>	<p>具体的な施策を展開していく中で、適正飼養に関する指導方法等について検討してまいります。なお、罰則等については、関係法令に基づき、適切に対応してまいります。</p>
<p>虐待・遺棄については現行の法律のとおり、罰金刑などの処罰を必ず行う。</p>	
<p>虐待・遺棄について一般の犯罪同様に捜査する。また、公表し、再発防止に努める。</p>	
<p>適正飼養の啓発、特に不妊・去勢手術の徹底と、幼少期に於ける社会化やしつけに努力。定期的な飼養と、しつけ方講座を開き、飼養者に正しい知識を得る機会を与えること。</p>	<p>具体的な施策を展開していく中で、さまざまな機会を通じ、適正飼養に関する普及啓発を推進してまいります。</p>
<p>警察が、動物に対する市民県民の相談を軽んじているように思う住民は多いと思う。これから遺棄、虐待などの相談をしながら連携していくため、警察がよく知識を修得すべき。</p>	<p>関係機関等と密接な連携を図りながら、相談支援体制の充実に努めてまいります。</p>
<p>オスも去勢手術をするか、ある程度広い鉄製の檻の中で飼って頂く様、飼主に指導願いたい。</p>	<p>具体的な施策を展開していく中で、適正飼養に関する普及啓発を推進してまいります。</p>
<p>IV 具体的施策の展開 1 動物の適正飼養 (3)所有者明示措置の推進</p>	
<p>マイクロチップの埋め込みを取り扱っている動物病院の情報も、飼主に対して、リーフレットやホームページ等で情報発信すべき。</p>	<p>具体的な施策を展開していく中で、関係機関等と連携を図りながら、情報発信の内容や方法等について検討してまいります。</p>
<p>野良と飼い犬、飼い猫との区別ができるよう、首輪又はタスキ、リボン等をつけさせる。</p>	
<p>マイクロチップについては何年も前から話を聞くが、あまり進んでいないと思う。具体的にどう進めていくのかを示してほしい。</p>	<p>具体的な施策を展開していく中で、所有者明示措置の推進に向けた取組内容、方法等について検討してまいります。</p>
<p>マイクロチップの効果は様々な面で有益と解っていないながら費用の面で普及していないのが現状。犬の場合は畜犬登録費をアップしてでも費用を工面し全頭挿入が望ましい。飼主の責務であることから、県として全頭導入ができないものか検討してほしい。</p>	
<p>山口市では数年前より取り付け用に結束バンドを配布し、鑑札や済票の装着率が上がっているが、保護時（行政窓口が開いていないときなど）の対応に問題があり、迷子札ほど即時解決には結びつかない。より早く確実に Re home させるため、装着義務のある鑑札・注射済み票についても、迷子札と兼用できるよう、電話番号を記入するスペースがあるものにデザイン変更することを積極的に検討願いたい。</p>	
<p>封筒内に鑑札が入っていることすら知らない飼主も多く、鑑札や済票を入れて装着できるビニールケースなどを同封し配布してはどうか。安価な素材で十分1年使用可能でポスター・リーフレットの作成配布よりも現実的で飼主が即時使用できるものならば、長い目で見て安上がりな解決法かと思われる。</p>	

意見の内容	意見に対する県の考え方
<p>マイクロチップ自体の周知が不十分であり、更なる普及を目指すべきと思う。マイクロチップリーダーは関係機関にどの程度置いておいてあるのかも大事である。</p>	<p>具体的な施策を展開していく中で、所有者明示措置の推進に向けた取組内容、方法等について検討してまいります。</p>
<p>迷子札の配布等、所有者明示措置推進を重点的に実施すべき。</p>	
<p>マイクロチップについて、一早い飼主判明のためには、鑑札、注射済み票、名札等の装着励行が大事かと思う。動物取扱業者には、犬猫販売の折には必ず動物病院で検診を受け、チップ装着の義務を課すべきと思う。</p>	
<p>飼い犬登録率100%の実施。</p>	
<p>犬の譲渡会など、その場で登録することができるようにする。</p>	
<p>迷子札の装着を義務付け、万一の時は早急に対応出来る様に、ネット情報を活用すること。</p>	
<p>マイクロチップについて、詳しい情報を広報や回覧板で知らせてもらえると助かる。</p>	
<p>自治会単位で、各家にどんな犬や猫を飼っているか把握しているだけでも、迷い子が出た時に飼主を探すことが容易になると思う。</p>	
<p>犬の登録制度について、飼主に犬の写真を持参してもらい、カードに保管することも簡単にできると思う。殺処分に至る心痛や費用のことを思えば、初めにきちんとしておくだけでもかなり楽になると思う。</p>	
<p>飼い犬登録料の金額に関する内容の明文化。(現行の3000円に関する根拠が全く無い)</p>	<p>犬の登録や予防注射に関する費用については、各市町や獣医師会が定めています。</p>
<p>登録料の3500円がどう使われているのか、疑問に思う。</p>	
<p>狂犬病予防注射に関する注射料の金額に関する内容の明文化(原価に対し実際の価格が高額過ぎる。)。飼い犬登録や狂犬病予防注射の金額の根拠を透明化する事により、また、高すぎる料金を適正価格にする事により、登録率、接種率を高める。</p>	
<p>マイクロチップ装着への助成制度を導入。</p>	<p>飼主、県、市町、関係団体等の役割分担を踏まえ、具体的な施策を展開する中で検討してまいります。</p>
<p>IV 具体的施策の展開 2 県民と動物の安全確保 (1) 動物による危害の防止</p>	
<p>犬の放せる動物運動公園として、既存の公園を曜日、時間を指定して飼養者に開放する。</p>	<p>具体的な施策を展開していく中で、取組内容等について検討してまいります。</p>
<p>多頭飼育者に対する散歩頭数の制限化(同時に散歩させることができる頭数の制限)をするべき。(片腕に1頭ずつ、制御できる範囲内とし、2頭までとする。超大型は1頭とするなど。)</p>	<p>多頭飼育に対する規制措置を設けることは困難ですが、適正飼養を推進していく中で、係留指導の徹底等に努めてまいります。</p>

意見の内容	意見に対する県の考え方
飼犬が咬傷事故を起こした場合の飼主に対する措置を厳しく取ってほしい。未係留が発覚した場合にも、もっと厳しく対処すべき。	関係法令に基づき、適切に対応してまいります。
犬を屋外で未係留で飼養する飼主へは、罰金等の厳罰も考慮し又は課し、責任の自覚を促すべき。ノーリードでの犬の散歩も同様。厳しく指導すべき。	
「係留」を勘違いしている飼主が多く、公園でのノーリード行為が係留違反であることの認識の強化を願う。	具体的な施策を展開していく中で、係留の徹底等の周知を図ってまいります。
人と動物双方の安全を確保するため、特定動物飼養施設への定期的な立入検査は継続して行われるべき。それに加え、個体識別率の向上と、逸走した時のために市町と特定動物飼養施設等の連携体制の構築、情報共有を図ることを明記すべき。	関係法令に基づき、適切に対応してまいります。また、災害時の体制整備とあわせ、平時における連携体制や情報の共有化等についても検討してまいります。
咬傷事故は飼主の責任とし、該当犬の処分での対応は決して行わないこと。また、再発防止の指導を徹底したにも関わらず、改善されない飼主に対しては、今後飼養出来ないように条例を制定すること。	飼養に対する規制措置を設けることは困難ですが、具体的な施策を展開していく中で、飼主に対する指導の徹底を図るなど、動物による危害の防止に向けた取組を推進してまいります。
IV 具体的施策の展開 2 県民と動物の安全確保 (2) 動物由来感染症対策の推進	
獣医師の協力があれば、訪れた飼主に対して助言するなど、接種率アップにも効果が上がる。カルテへの登録番号の記載など、狂犬病予防接種について行政と相互協力できれば良いと思う。常時同一料金で受けられるようになると、来院の際、注射も気軽に受けられると思う。犬猫に対し、受診の際に、狂犬病予防接種の確認や迷子札の装着について声掛けをしてもらえば、飼主の意識もかなり違ってくると思われる。獣医師会との協力体制の強化はできないか。	具体的な施策を展開していく中で、関係機関・団体等と連携を図りながら、取組内容、方法等について検討してまいります。
狂犬病対策において、犬の登録・狂犬病予防注射率の向上を図り、狂犬病から人と動物を守るため、特に実験動物飼養施設及び多頭飼育者への指導と普及啓発を行うべき。	
狂犬病予防の注射の際、不妊をしているか、狂犬病注射済証を首輪に付けているかの2点を同時に確認してもらうよう提案する。	
狂犬病予防注射が本当に1年に1回必要なかを有識者等専門家に確認し、適正な時期及び料金にて接種を実施させる。	狂犬病予防に関する業務については、法律に基づき適切に対応してまいります。

意見の内容	意見に対する県の考え方
IV 具体的施策の展開 2 県民と動物の安全確保 (3) 災害時における対策	
<p>飼主の意識と自覚を促すため、ペット同行の災害避難訓練実施の早期実現を願う。 幼少時からのクレートトレーニング・排泄のしつけの必要性をしつけ方教室で積極的に取り上げ、県民の意識レベルアップを期待したい。</p>	<p>災害時の体制整備を進める中で、具体的な取組内容、方法等について検討してまいります。</p>
<p>国の示すガイドラインに沿った同行避難が可能となる様、各自治体に場所の確保を求め、県民に示して欲しい。</p>	
<p>災害対策の対象に、実験動物や産業動物を含めるべき。</p>	<p>「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準」及び「産業動物の飼養及び保管に関する基準」に基づき、飼養者等への基準の周知徹底を図ってまいります。</p>
<p>災害対策を考え、実験動物飼養施設の実態把握のための定期的な立入調査を行うべき。</p>	<p>災害時の体制整備を進める中で、関係機関・団体等と連携を図りながら、具体的な取組内容、方法等について検討してまいります。</p>
<p>畜産動物においては、災害対策のために関連部署と情報の共有をすべき。</p>	
<p>特定動物について、災害対策のために飼養施設の定期的な保守点検、災害対応マニュアルの作成、市町との特定動物飼養施設等の情報共有を図っていくべき。</p>	
<p>犬猫を飼育していない人への指導・啓発も必要。過度の対応で犬猫の恐怖心などを煽り事故につながる場合もある。指導・啓発により、災害時、動物救護や避難場所での円滑な対応も可能になる。</p>	
IV 具体的施策の展開 3 動物の適正な取扱い (1) 動物取扱業の適正化	
<p>不適切な繁殖家や販売業者への法令順守を徹底するため、研修会や抜き打ちでの立入検査を実施し、実状を把握してほしい。</p>	<p>関係法令に基づき、立入検査や研修会等について、適切に実施してまいります。 また、具体的な施策を展開していく中で、動物取扱業の適正化に向けた指導内容、方法等について検討してまいります。</p>
<p>近年は業者経由で購入する犬猫が圧倒的に多く、購入前に、終生飼養の責務やしつけ繁殖制限などを学習する講習会への参加を義務付けるなど、山口県独自の工夫検討をお願いしたい。</p>	
<p>ブリーダー廃業の際は、ブリーダー個人が飼養動物に対し責任を持つべきものであり、後始末をボランティアがすることがないように厳しく指導してほしい。</p>	
<p>動物取扱業の登録施設への立入検査は抜き打ちで担当者を業者へ秘密にしておく必要がある。 また、検査回数、改善勧告等の有無を実績として公表してほしい。</p>	
<p>業者は責任者又は代表者を明確にし、不適切な場合は代表者にその改善責任を負わせること。</p>	

意見の内容	意見に対する県の考え方
<p>販売業に関しては、購買者への十分な飼養説明を義務付け、安易な販売を行わないよう指導する。また、移動販売及び移動展示は禁止とする。さらに資質向上のための研修は義務化する。</p>	<p>関係法令に基づき、立入検査や研修会等について、適切に実施してまいります。 また、具体的な施策を展開していく中で、動物取扱業の適正化に向けた指導内容、方法等について検討してまいります。</p>
<p>第一種動物取扱業者に対して定期的に立入調査を継続して行うべき。また、動物取扱業の適正化のために、必要に応じて事前連絡なしの立入調査や、第一種動物取扱業者において動物虐待が疑われる事案については、立入調査の際に警察官と同行するといった臨機応変な対応を取っていくことを明記すべき。</p>	
<p>展示業の中でも、移動販売・展示業者に対する立入調査の強化を追記すべきです。</p>	
<p>ペットショップでの犬猫の販売やブリーダーによる販売について、定期的な指導をする事</p>	
<p>「犬猫等健康安全計画」と「動物取扱業の登録票」を店舗内に掲示することを求める。</p>	
<p>ブリーダーやペットショップを禁止して欲しい。せめて、年1回は調査を行い、世話や販売状況について調査してほしい。</p>	
<p>悪徳ブリーダー摘発・防止の為、ブリーダーやペットショップの販売に関し、免許制を導入。厳密かつ厳格な規定を設け、最低でも年一度の環境調査などをする。悪質な場合は、免許はく奪、かつ、再度開業出来ないようにする。</p>	<p>現行の登録制度により、関係法令に基づいて適切に対応してまいります。 また、第一種動物取扱業者に対する立入検査や研修会等を通じ、法令遵守の徹底を図ってまいります。</p>
<p>ペットショップは生体販売はしてはいけない。繁殖させる側、売る側、飼う側、それぞれに厳しい法律を作らないと、無用に殺されたり、捨てられたり、虐待されたりする動物は減らない。</p>	
<p>IV 具体的施策の展開 3 動物の適正な取扱い (2) 産業動物・実験動物の適正な取扱いの指導</p>	
<p>実験動物や産業動物の飼養者については、周知するだけでなく、抜き打ち検査等で直接指導をすべき。</p>	<p>御意見を踏まえ、具体的な施策を展開していく中で、関係機関等と連携を図りながら、指導・調査の内容や方法等について検討してまいります。</p>
<p>飼養者等に対して、飼養保管基準の周知徹底を図るだけでなく、動物愛護担当部署において関係部局とデータの共有等の連携を図り、現在の産業動物の飼養環境の実態を把握すると同時に、農水省「アニマルウェルフェア指針」の周知と普及啓発並びにその効果についてモニタリング調査を実施すべき。</p>	
<p>飼養保管基準の周知徹底だけでなく、実験動物飼養施設への定期的な立入調査による実態把握を行うべき。</p>	
<p>産業動物の安易な殺処分の決定を見直すこと。</p>	<p>関係法令に基づき、適切に対応してまいります。</p>
<p>動物実験をするためだけに設けられた動物の飼育施設は、即刻廃止すること。こういった施設を許可するのが違法であり、施設の動物達を全て解放し、新たな飼主を公募するか動物虐待施設の建設を認可した県の責任として県がセンターで終生飼養する。</p>	<p>「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準」に基づき、飼養者等への基準の周知徹底を図ってまいります。</p>

意見の内容	意見に対する県の考え方
IV 具体的施策の展開 4 動物愛護管理の普及啓発 (1) 学校や福祉施設と連携した取組の推進	
<p>学校教育でもっと命の大切さ、動物の命の重さを教えて欲しい。また、産業動物、実験動物についても現実を知らせてほしい。(命の大切さや食べ物大切さを学んで欲しい)</p>	<p>具体的施策を展開していく中で、関係機関・団体等とも連携を図りながら、効果的な普及啓発の内容、方法等について検討してまいります。</p>
<p>動物愛護教育を進めてほしい。“ふれあい”ではなく、もっとつっ込んだ教育が必要。教育者や父兄を含め、今の食育と同等の“命”を教える教育を進めていくべきだと思う。</p>	
<p>教育現場での動物愛護＝動物とのふれあいだけに限らず、読み聞かせ、映像資料等、啓発の仕方も幅広くあり、子供たち自らが考える機会を作っていくべきである。市民・県民グループとのコラボレーション等も含め山口県らしい啓発の仕方を考えられないか。</p>	
<p>「ふれあい会」には反対である。ふれあい会に展示してある小動物はおびえきっている。虐待かと目を疑いたくなる光景もしばしばである。普及啓発のための活動を見直すことが先決。</p>	
<p>幼稚園児、小学生低学年等を対象とした動物ふれあいイベントの実施そのものを見直すべき。現在の「動物ふれあい会」は実施対象年齢も適切でないと思われるため、動物の適切な飼養及び管理に関する知識習得を前提とした動物愛護教育の理解が可能な年齢（小学校高学年、中学生等）を対象とするなど見直しを図るべき。</p>	<p>具体的施策を展開していく中で、関係機関・団体等とも連携を図りながら、効果的な普及啓発の内容、方法等について検討してまいります。</p>
<p>山口県が実施する動物ふれあい会には、うさぎやモルモット等のふれあいに適しているとはいえない小型哺乳類も利用されている。普及啓発の観点からも、ふれあいに供するのは適性のある犬に限定すべき。</p>	
IV 具体的施策の展開 4 動物愛護管理の普及啓発 (2) 地域における活動の推進	
<p>「動物愛護団体」との連携だけでなく、市町、獣医師会、動物取扱業者、動物病院、ペットショップ等と連携して、普及啓発に取り組むべき。 また、動物病院やペットショップ、ドッグカフェ、ペットと一緒に泊まることができるホテル・旅館等、飼主に有益な情報をリーフレットやホームページ等で積極的に情報発信すべき。</p>	<p>御意見を踏まえ、関係機関・団体等の連携ついて追加記載しました。 なお、今後、具体的な施策を展開していく中で、普及啓発の内容、方法等について検討してまいります。</p>
<p>地域における活動について、自治会をもっと活用すべきと思う。</p>	
<p>A P P（コンパニオン・アニマル・パートナーシップ・プログラム）の導入。</p>	
<p>犬猫が嫌いな人に対してもメディア、講演、ポスター等を使った啓発が必要と思う。(行政が橋渡しをするべき。)</p>	

意見の内容	意見に対する県の考え方
<p>推進員を全県に増やし、活動に積極的に参加させてほしい。推進員の情報交換、研修会等ができれば良いと思う。 また、災害時の避難動物に関しても推進員の組織的活動を考えておけたら良いと思う。</p>	<p>具体的な施策を展開していく中で、推進員の活動の充実、促進に向けた取組を進めてまいります。</p>
<p>動物愛護推進員の委嘱選定基準が曖昧である。県が愛護推進員に対し求めている部分が今一つはっきり見えてこない。本気で地域活動の推進を願うなら、資質向上とレベルアップの為に愛護推進員としての目標値を設定し、また他地区の愛護推進員とも情報交換、協力できる体制づくりを願う。</p>	
<p>ボランティア個人と団体としての資質向上をめざし、活動メンバーを増やすことが課題である。地元の高中生や大学生たちをボランティア活動の一環として受け入れ、意欲ある学生の育成、将来の人材づくりに活用する場として欲しい。</p>	
<p>動物愛護推進員について、現状の無償ボランティアで本当にできるかどうか疑問がある。(交通費の支給等) 命ある動物を少しでも救うための手伝いをしてくれる人が増えてほしい。</p>	
<p>餌やりを行っている人の中にこそ、地域におけるボランティア候補がいると考える。</p>	
<p>虐待、遺棄などの事件を少なくとも「動物愛護推進員」には情報公開をする。</p>	
<p>動物愛護推進員に対し研修を行い、推進員は専門知識を習得してほしい。また、推進員同士の情報交換の場を設けてほしい。</p>	
V 計画の進行管理・見直し 1 計画の進行管理	
<p>飼養者と非飼養者、行政、獣医師会、愛護推進員、愛護ボランティアなどが本音で問題点を話し合える協議会の設置を検討してほしい。</p>	<p>御意見を踏まえ、引き続き、計画の適切な進行管理や県民意識の的確な把握等に努めてまいります。</p>
<p>計画の進行管理や見直しに関するアンケート等に自治会を活用すべきと思う。また、市町との情報共有で改善の推進になると考える。</p>	

《その他》

その他、動物愛護管理に関する施策を推進していくに当たっての御意見をいただきましたので、参考とさせていただきます。

計画の全体的な内容
<p>このレベルで満足していいのだろうかと感じる点もあるが、国の「動物愛護管理法」を元に考えると、県の計画は妥当と思われる。今後の普及に向けた取組みに期待する。</p>
<p>公の機関で寄付を受け付け、動物の役に立つ事を実施してほしい。</p>
<p>多くの自治体がすでに取り組んでいる、動物や自然に優しい県をめざしてほしい。</p>
<p>山口における地域猫対策について、今後を見守りたい。</p>